

# 多気町・勢和村新町建設計画

多 気 町

〔多気町・勢和村合併協議会〕

## [目 次]

---

I. はじめに	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画策定にあたっての方針.....	1
II. 新町の地域概況	2
1. 位置と地勢.....	2
2. 気 候.....	3
3. 沿革と地誌.....	4
4. 面 積.....	5
5. 人 口.....	6
6. 産 業.....	7
III. 合併の意義と課題	8
1. 合併を必要とする社会的背景.....	8
2. 合併の意義と課題.....	9
IV. 新町建設の基本方針	10
1. まちづくりの理念.....	10
2. 新町の将来像.....	10
3. 基本政策の大綱.....	12
4. 新町の地域構造.....	13
V. 新町の施策	16
1. 施策の体系.....	16
2. 施策の方向と主な事業.....	17
(1) 住民とともに歩み、コミュニティを重視するまちづくり（分権・自治）.....	17
(2) 自然と共生した安全なまちづくり（環境・防災）.....	19
(3) 地域経済の安定を生み出す産業づくり（産業）.....	22
(4) 安心して暮らせる地域社会づくり（健康・福祉）.....	24
(5) 教育・文化・人権を大切にすまちづくり（教育・文化）.....	27
(6) 交通の利便性を活かした産業と交流のまちづくり（交流）.....	30
(7) 快適な生活を支える基盤づくり（社会基盤）.....	31
3. 新町における三重県事業の推進.....	32
VI. 公共的施設の統合整備	34
VII. 財政計画	35

# I. はじめに

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 計画の位置づけと役割

この計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条に定められた「市町村建設計画」であり、多気町と勢和村が合併した場合の新町の建設（まちづくり）を総合的かつ効果的に進めることを目的として策定するものです。また、新町がすみやかに一体的なまちとなり、住民の暮らしが向上し、かつ、新町全体が均しく発展することをめざすものです。

この計画は、新町において合併特例法にもとづく合併特例債などの財政的な支援措置を受ける場合の前提となる計画であり、新町のまちづくりを進めるうえでの基本方針として、将来像や基本理念、基本政策などを定めるとともに、その実現に向けた新町の具体的な施策や事業について、体系的にまとめるものです。また、合併後に策定される新町総合計画等の基礎となるものです。

### (2) 計画の期間

計画期間は、合併後概ね20年間（平成17年度から令和7年度まで）を基本とします。また、具体的な施策や財政計画等に関しては、社会情勢や財政状況の変化などにともない、見直しや変更を行うことができるものとします。

## 2. 計画策定にあたっての方針

新町建設計画の策定にあたっては、次の点に留意するものとします。

- ①両町村の総合計画・実施計画に基づいた計画とします。
- ②新町の事業は、ハード事業だけでなくソフト事業にも配慮するものとし、合理的で健全な財政計画に裏付けられた計画とします。
- ③会議の公開やホームページ、協議会だより等を通して、住民への情報提供と意見収集に努めるものとし、住民の意見を反映した計画とします。

## Ⅱ. 新町の地域概況

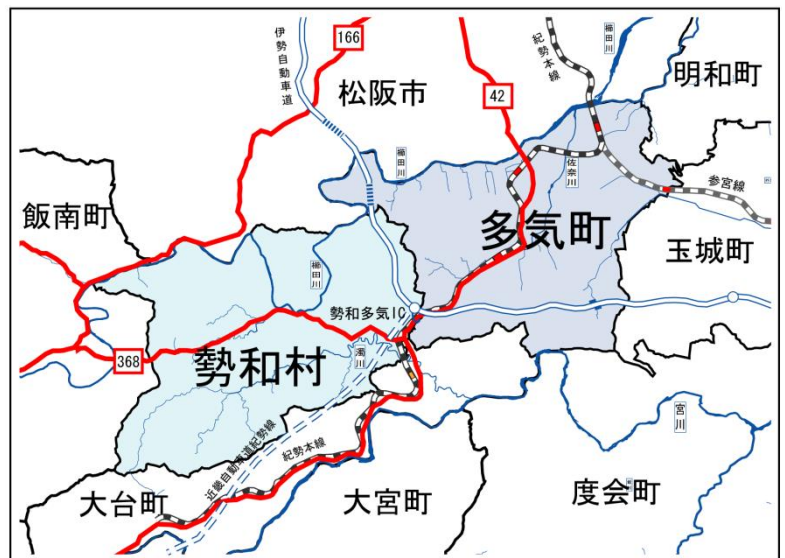
### 1. 位置と地勢

多気町、勢和村の2町村により構成される新町は、三重県のほぼ中央、伊勢平野の南端部に位置し、松阪市と伊勢市の間にあります。名古屋市からは直線距離で約75km、津市からは約25kmとなっています。

新町の東部は伊勢平野の一端をなし、北部を流れる榎田川、南部を流れる宮川の両岸には河岸段丘が形成されています。

西部と南部はスギ、ヒノキの植林を中心とした山地であり、山麓は比較的緩やかな傾斜地が広がっています。このように、変化に富んだ地形が、地域に大きな特徴を与えています。

〔新町の位置〕



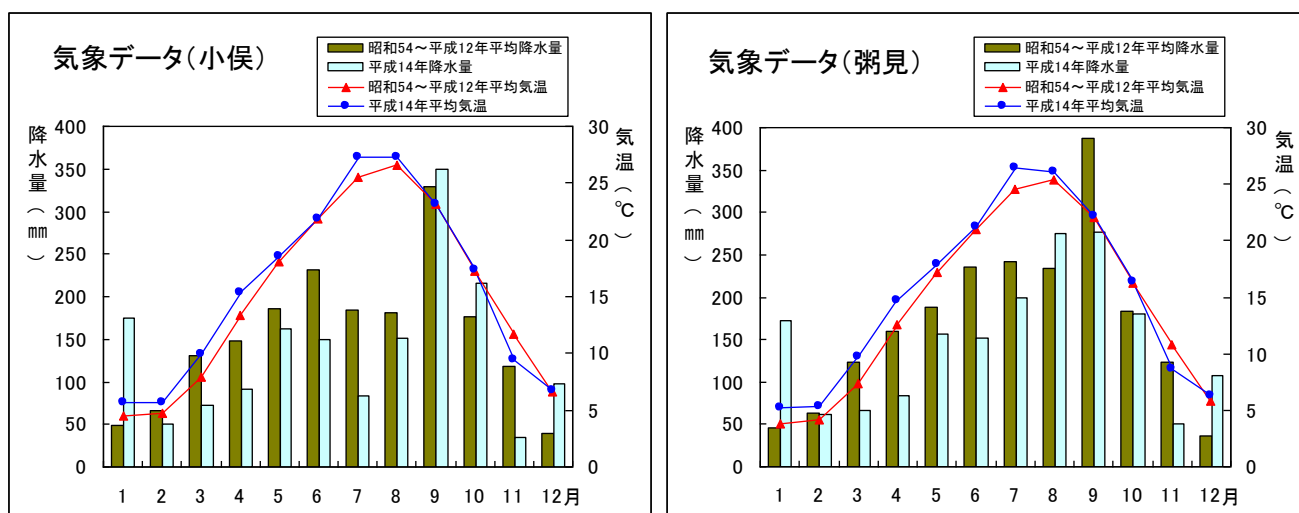
## 2. 気 候

気候は比較的温暖な南海型に属しています。

平成 14 年の平均気温は、圏域に近い小俣観測所で 15.7℃、粥見観測所で 15.0℃となっています。冬季には最低気温が氷点下になる日もみられます。

過去の年間平均降水量は約 1,800mm 前後で、最も降雨が多いのは9月です。平成 14 年は冬季に高い降水量を記録していますが、例年積雪量はそれほど多くありません。風は年間を通して西寄り、平均風速は 1.5m/s 前後です。

〔平均気温と降水量〕



資料：平成 16 年 三重県統計書

### 3. 沿革と地誌

#### 多気町

---

昭和 30 年、相可町、佐奈村、津田村が合併して、「多気町」が誕生しました。その後、昭和 34 年に西外城田村を編入して現在の「多気町」となりました。

町の西側から南側は、山地を越えて勢和村、大台町、度会町と接し、北側から東側は、松阪市、明和町、玉城町へ平野が続いています。また、南部には、勢和村朝柄から五桂池付近にかけて東西に中央構造線が走っており、山地の形態にその影響がうかがえます。

平野部には水田が広がり、良質米を産しており、丘陵地帯では、みかん、かきが生産され、松阪牛や伊勢いも、鮎は特産品として知られています。また、近年はハイテク企業の進出により、産業の活性化が進んでいます。

#### 勢和村

---

昭和 30 年、五ヶ谷村と丹生村が合併して「勢和村」が誕生しました。同じ年に隣の松阪市に合併していた茅広江村の上出江・下出江地区が分離し「勢和村」に編入され、現在に至っています。

村の東側は多気町と、北側は櫛田川を境に松阪市と接し、西側から南側は山地を介して飯南町、大台町と接しています。紀伊山系の連山に囲まれた比較的緩やかな山々が点在し、大台山系の高見峠に源を発する櫛田川が、村内北部から東に流れ伊勢湾に注いでいます。南部には宮川の支流である濁川が西から東に流れ本流と合流しています。

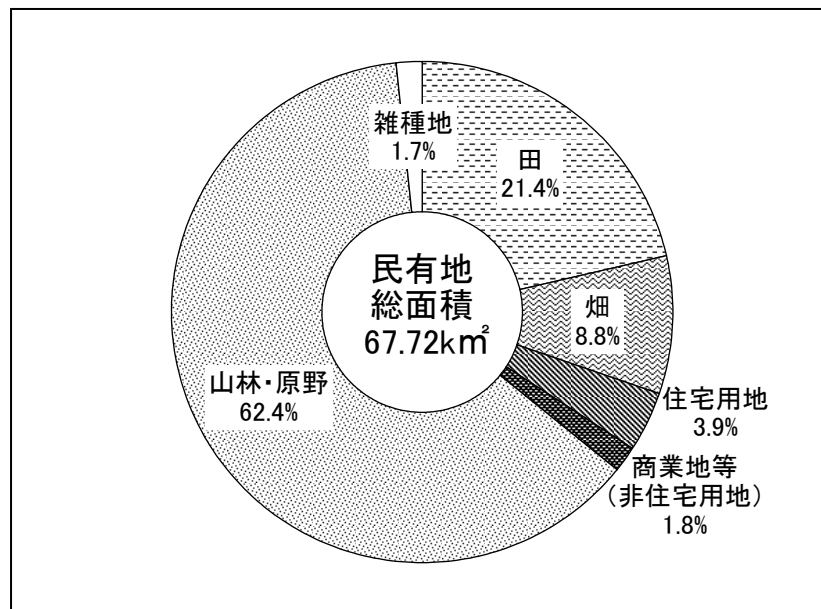
農林業が盛んで、良質の米やお茶が生産され、また、村域面積の 70% を占める山林からは優良材が産出されています。

## 4. 面積

新町の総面積は103.17km<sup>2</sup>で、その60%近くを森林が占めています。

民有地の土地利用区分（2町村計）で見ると、最も広くを占めているのは山林・原野の42.28km<sup>2</sup>（62.4%）であり、続いて田・畑を合わせた20.45km<sup>2</sup>（30.2%）、住宅用地の2.62km<sup>2</sup>（3.9%）、商業地等（非住宅用地）の1.23km<sup>2</sup>（1.8%）となっています。

【地目別面積の割合】



### ■土地面積・地目別面積

(単位:km<sup>2</sup>)

区分	総面積 (平 14.10.1)	民有地・地目別面積(平成 15 年1月1日現在)							【参考】 森林面積
		総数	田	畑	宅地		山林 原野	雑種地	
					住宅用地	商業地等 (非住宅用地)			
多気町	49.59	37.00	9.63	3.64	1.47	0.99	20.51	0.75	20.83
勢和村	53.58	30.72	4.84	2.34	1.14	0.24	21.77	0.39	38.76
新 町	103.17	67.72	14.47	5.98	2.62	1.23	42.28	1.14	59.59
	—	100.0%	21.4%	8.8%	3.9%	1.8%	62.4%	1.7%	57.8%

資料：平成 16 年 三重県統計書

※民有地・地目別面積は評価総地積にもとづく面積

※新町の下段の数値は、森林面積については総面積に対する割合、それ以外の項目については民有地合計面積に対する割合

※表示数値未満を四捨五入しているため、2町村の合計値と新町の数値とが合わない場合がある。

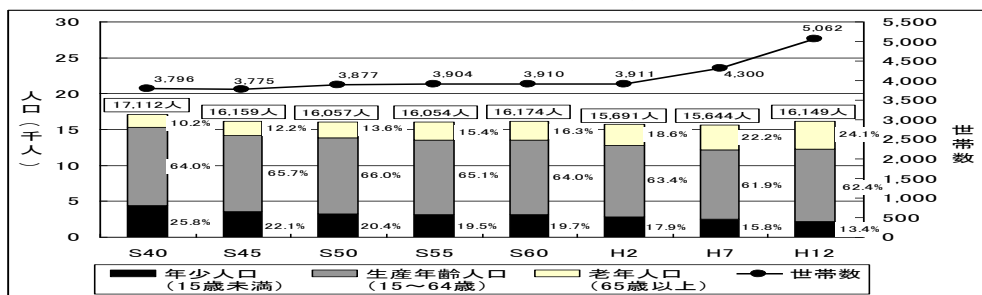
## 5. 人口

新町の人口は、平成 12 年国勢調査では 16,149 人となっています。人口動態については昭和 40 年以降減少傾向にありましたが、昭和 55 年から昭和 60 年にかけてわずかに増加し、平成 2 年、平成 7 年に再び減少した後わずかながら増加傾向にあります。昭和 40 年から平成 12 年まで全体的には、ほぼ横ばいの状況です。

年齢別人口割合<sup>\*</sup>については、平成 12 年では、年少人口が 13.4%、生産年齢人口が 62.4%、老年人口が 24.1%であり、三重県全体（年少人口：15.2%、生産年齢人口：65.8%、老年人口 18.9%）と比較して、年少人口と生産年齢人口の割合は低く、老年人口の割合は高い構成になっています。平成 2 年と比較して、年少人口が 4.5 ㊦減少する一方、老年人口が 5.5 ㊦増加しており、急速な少子高齢化が進んでいます。

また、平成 12 年における世帯数は 5,062 世帯であり、一世帯あたりの平均世帯人員は 3.19 人で、三重県平均（2.92 人）を上回っています。これは、この地域の特徴として多世帯同居型の居住環境があることを示していますが、平成 2 年までは平均世帯人員が 4 人以上であったのに比べると、平成 7 年以降は、核家族化だけでなく企業進出による単身世帯の増加が顕著であることがうかがえます。

【総人口・世帯数の推移】



資料：国勢調査

### ■人口と世帯数の推移

(単位：人・世帯)

		昭和 40	昭和 45	昭和 50	昭和 55	昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12
多気町	総人口	10,987	10,406	10,402	10,420	10,431	10,106	10,226	10,868
	世帯数	2,360	2,360	2,469	2,488	2,476	2,475	2,845	3,565
勢和村	総人口	6,125	5,753	5,655	5,634	5,743	5,585	5,418	5,281
	世帯数	1,436	1,415	1,408	1,416	1,434	1,436	1,455	1,497
2町村 の合計	総人口	17,112	16,159	16,057	16,054	16,174	15,691	15,644	16,149
	年少人口	25.8%	22.1%	20.4%	19.5%	19.7%	17.9%	15.8%	13.4%
	生産年齢人口	64.0%	65.7%	66.0%	65.1%	64.0%	63.4%	61.9%	62.4%
	老年人口	10.2%	12.2%	13.6%	15.4%	16.3%	18.6%	22.2%	24.1%
世帯数		3,796	3,775	3,877	3,904	3,911	4,300	5,062	

※表示数値未満を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合がある。

資料：国勢調査



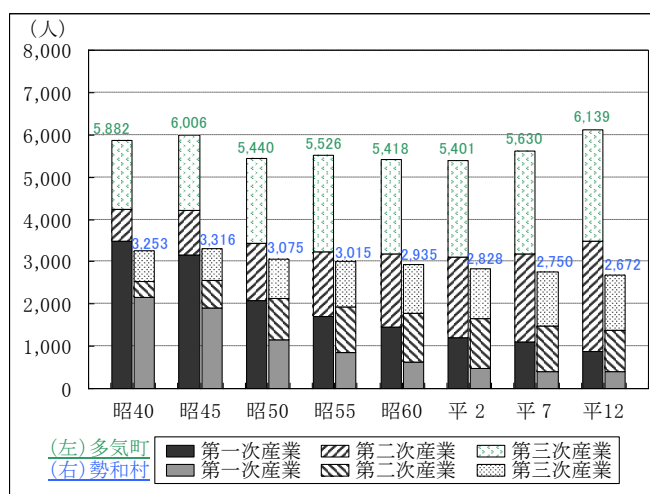
## 6. 産 業

新町の産業構造<sup>※</sup>は、多気町・勢和村で働く就業人口で見ると、第1次産業が14.5%、第2次産業が54.1%、第3次産業が31.1%となっており、それぞれ三重県平均（第1次産業：5.4%、第2次産業：36.7%、第3次産業：57.4%）と比較して、第1次、第2次産業の従業者数の占める割合が高くなっています。

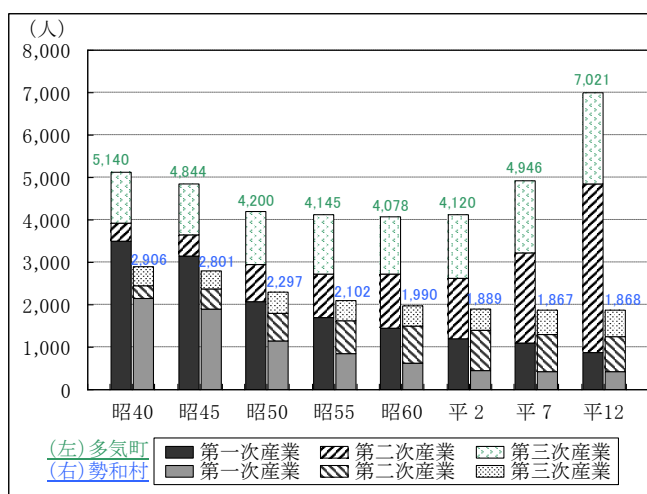
昭和40年以降の従業者別の推移をみると、第1次産業は年々減少、第2次産業は年々増加の傾向にあります。第3次産業については、昭和50年以降はほぼ横ばいです。

平成7年までは、多気町、勢和村ともに、町村外への通勤者が多いことがうかがえます。一方、平成12年の多気町においては、企業進出にともない、周辺市町村から多気町への通勤者が増加したことがうかがえます。

〔多気町・勢和村に住む産業別就業人口の推移〕



〔多気町・勢和村で働く産業別就業人口の推移〕



資料：国勢調査

※合計が100%にならないのは、産業分類別の割合には分類不能の産業を含まないためである。

# Ⅲ. 合併の意義と課題

## 1. 合併を必要とする社会的背景

### ① 分権型社会の到来

国・県から大幅な権限が移譲され、市町村の役割がますます増大する一方、自分たちの地域のことは自分たちで責任を持って決定することが求められる「分権型社会」を迎えています。

### ② 少子高齢化の進展

高齢化が進む中で、それを支える若い人が減り、医療・福祉などのサービス需要が増大する一方で、納税人口が減少し、財政状況の悪化が懸念されています。

### ③ 多様化するニーズ

成熟社会を迎え、住民の価値観の多様化や社会の大きな変化にともない、住民が求める行政サービスも高度化・多様化してきています。

### ④ 情報化の進展

情報通信をめぐる技術の急速な進展により、私たちの生活の利便性や行政効率を大きく向上させることが期待されています。

### ⑤ 厳しさを増す地方財政

地方自治体は、全国的に借入金残高が膨れ上がっており、今後も、経済の大幅な成長が難しく、少子高齢社会（納税者の減少による歳入減と、医療・福祉費用などの増大による歳出増）に対応することが困難になっています。

## 2. 合併の意義と課題

### (1) 合併の意義

---

平成12年4月に「地方分権一括法」が施行され、地方分権が本格的に実行の段階に入りました。「地方分権」は、国と地方とが分担すべき役割を明確にし、地方の自主性、自立性を高め、自己決定・自己責任を伴う「分権型社会」の創造をめざしています。それは、「最も地域の実情にあった施策を、その地域の住民や自治体が自らの責任で判断し、実施することができる社会」です。

「地方分権」とは、身近なことであり、「自分たちの地域は自分たちで」という気持ちを持ち、自治のあり方を見直していくことが求められています。

多気町と勢和村は、なだらかな丘陵に形成される里地里山の風景、これまで農業を中心に発展してきたまちの歴史、街道などを通じた文化的なつながりなど、共通する面が多いまちです。合併によって、こうした地域特性を新町の特徴として、まちづくりに活かすことができるうえ、これまで単独の町村では取り組むことが難しかったことを、新町で実現できる可能性が広がります。

### (2) 合併の課題

---

合併すれば、すべての課題が解消されるというわけではなく、少子高齢化が進むなかで、活力を失わず、持続可能なまちづくりを進める基礎を築いていかなければなりません。

特に、財政面に関しては、合併特例法による財政支援があるものの、概ね20年間の措置であり、それ以降は厳しくなると予想されます。そのため、合併によって効率的な行財政運営を実現することが新町に求められる課題です。

また、多気町と勢和村では、介護保険や消防、し尿処理などで、これまでも広域行政に取り組んでいますが、両町村で共通でないごみ処理なども含め、事務処理の効率化等の面から引き続き広域行政を推進することが必要です。さらに、近隣市町村も含めた地域全体の共通課題への取り組みや、連携、交流を進めることも重要な課題です。

## IV. 新町建設の基本方針

### 1. まちづくりの理念

新町の各地区（集落）は、比較的規模が小さく、まとまりのよい単位を形づくっています。近年、ますます住民自治の重要性が強調されるなか、五桂池ふるさと村、立梅用水、丹生大師の里、元丈の里、近長谷寺と歴史の散歩道など、地区が主体となって、地域の資源を見直し、活用した取り組みが芽吹き、活発化しています。

地域の個性と自立とが求められる分権時代のまちづくりにおいて、こうした地区単位での主体的な取り組みは欠かせないものであり、新町のまちづくりにおいても大きな力となることが期待されます。

一方、補完性の原理にもとづき、住民が担える分野は住民の主体的な活動に委ね、行政は、行政の専門性を発揮すべき分野に重点を置くことによって、思い切ったスリム化を図ることが求められています。

多気町と勢和村の両町村は、地理的、歴史的な地域特性から共通する面が多く、これを新町の特徴として十分に発揮することが求められています。つまり、恵まれた自然、良好な産業立地条件、住民のやさしい人柄などを新町の特徴として、自らの力でよりよいまちをつくることこそ、真の「豊かさ」につながるものと言えます。

このため、新町においては、「自分たちの地域は自分たちの力で」という意識を一層高め、さまざまな年代のかかわりによって地域の力を最大限に引き出すとともに、合併を機に、両町村のよいところを取り入れながら、一体感・連帯感を生み出すことによって、相乗効果を高め、新町全体として「住民自治を基礎に、積極的な行財政改革を進め、住民と行政とが協働する足腰の強いまちづくり」を進めます。

### 2. 新町の将来像

#### 自然と産業が調和し、活力のある住みよいまち

新町は、恵まれた自然の中で、豊かな生活を送ることができる調和の取れたまちです。また、両町村は、ともに農業を基盤として発展し、近年では、環境と立地条件のよさから先端産業の進出もあり、働く場の創出と所得の向上が図られています。

恵まれた自然環境を守るため、ごみや生活排水の処理対策などによる環境負荷の低減を図りつつ、

地球環境を念頭に置き、新エネルギーや地球温暖化対策に取り組むまちをめざします。あわせて、クリーンで付加価値の高い知識・情報産業などの発展による雇用の場の確保とともに、基盤産業としての農林業の振興を図ることにより、自然と産業が調和した活力のあるまちをめざします。

また、災害に強いまちづくりを進めるとともに、快適な住環境のさらなる向上を図ることにより、だれもが安心して暮らすことのできる住みよいまち、住みつけられるまちをめざします。

## 人がやさしく、思いやりのあるまち

---

古くから、両町村は文化的な一体感を有し、美しい自然と農村的なコミュニティのつながりによって、住民のあたたかい心を育んできました。

これからの「成熟社会」においては、心の豊かさが住民にとって価値あるものの一つであると言えます。地域社会の少子高齢化が進むなかで、心の豊かさを実現していくためには、だれもが生きがいや夢、希望を持てることが重要です。

このため、学校教育や生涯学習、地域文化の振興などを通じて、個性を尊重し、愛着と誇りを持てるまちをめざします。

また、住み慣れた地域の中で、お互いが支え合い、助け合うという面に重点を置き、だれもが健やかに暮らせるとともに、安心して子育てができ、老後を過ごせる、人が人にやさしい思いやりのあるまちをめざします。

## 交通の要衝として発展するまち

---

新町は、古くから交通の要衝であり、街道を通じて人びとが行き交い、近代以降も鉄道の分岐点として栄えた地域です。今後、新たに、近畿自動車道紀勢線が開通し、ジャンクションで結ばれば、松阪、伊勢、奥伊勢・紀州地域の結節点としての役割が増すことが期待されます。

一方、里地里山の風景が広がるのも新町の特徴であり、これらを癒しの空間として、盛んに交流活動が進められています。

このような好条件を活かし、さらに道路・交通網や情報通信網を整備することにより、交流を促進するとともに快適な暮らしを実現するまちをめざします。

また、新町の中央に位置することとなる勢和多気インターチェンジ・ジャンクションを活用し、産業・文化面で人やモノ、情報が活発に行き交うまちをめざします。

以上を受け、新町の将来像を次のとおり定めます。

『自然と産業が調和し、みんなで創る心豊かなまち』

### 3. 基本政策の大綱

#### 住民と行政とが協働する足腰の強いまち

---

##### □ 住民とともに歩み、コミュニティを重視するまちづくり（分権・自治）

- 住民、自治会などの地域組織、NPO、企業、行政などの連携・協働によるまちづくりを推進します。なかでも、自らの力でより良い地域をつくるコミュニティ活動を重視し、その充実に努めます。
- 効率的な行政機構への再編成、事務の合理化をはじめとする行財政改革を推進します。

#### 自然と産業が調和し、活力のある住みよいまち

---

##### □ 自然と共生した安全なまちづくり（環境・防災）

- 美しい自然環境を守り、未来に継承するとともに、新エネルギーの導入や地球温暖化の防止に取り組み、地球環境にやさしい資源循環型の地域社会をめざします。
- 住環境のさらなる向上を図り、快適に生活できるまちをめざします。
- 災害に強いまちづくりに向けて、住民の防災意識を高めるとともに、治山治水や震災対策を進めます。また、地域ぐるみで交通安全や防犯の対策を進めます。

##### □ 地域経済の安定を生み出す産業づくり（産業）

- 立地条件や環境の良さを活かして、知識・情報産業の集積を促進するなど、商工業の振興による地域経済の自立化を図り、職住近接型のまちづくりを展開します。
- 地産地消の推進をはじめ消費者とのつながりを生み出す新しい農林業を展開するとともに、大胆な経営改革をうながすなど、基盤産業としての農林業を振興します。

#### 人がやさしく、思いやりのあるまち

---

##### □ 安心して暮らせる地域社会づくり（健康・福祉）

- 地域ぐるみの支え合い、助け合い活動を重点に置き、子どもから高齢者まで、だれもが健康で、安心して暮らすことのできる福祉コミュニティづくりを進めます。
- 安心して子どもを育てることができる環境整備を進めるとともに、子どもの心を育てる地域づくりを展開します。

- 高齢者・障害者の社会参加と自立をうながすとともに、介護や支援が必要となったときのサービスを充実させます。

#### □ 教育・文化・人権を大切にすまちづくり（教育・文化）

- 住民が愛着と誇りを持てるまちをめざし、地域にある資源、学校や企業などを活かして、特色ある教育を進めます。また、個性と人権を尊重し、生きる力を育む教育を進めます。
- 住民主体の学習活動を活発化させるとともに、伝統文化を継承しつつ、新たな地域文化が創造され、育まれる環境を整えます。

### 交通の要衝として発展するまち

---

#### □ 交通の利便性を活かした産業と交流のまちづくり（交流）

- 住民どうしの交流を活発にするとともに、伊勢自動車道、鉄道、国道 42 号などを活用し、新町内の資源や新たな交流要素を取り入れ、人が行き交うまちづくりを進めます。

#### □ 快適な生活を支える基盤づくり（社会基盤）

- 高速交通網の整備にあわせて、新町内をつなぐ体系的な道路網の整備を推進するとともに、公共交通の充実を図ります。
- 情報通信網の整備・活用による、高度情報化に対応したまちづくりを進めます。

## 4. 新町の地域構造

### （1）地域整備の方針

---

新町の将来像である「自然と産業が調和し、みんなで創る心豊かなまち」をめざし、均衡ある発展を図るため、次の方針に基づき、地域の特性や課題に応じた土地利用や拠点的な都市機能の整備を進めます。

#### □ 田園居住ゾーン

農村的な集落および農地・里山などで構成されるゾーンであり、優良農地の保全と農業生産基盤の整備を推進し、生産性の高い農業を確立するとともに、美しい田園風景の保全や里山の持つ公益的機能の増進、交流空間の整備などを進めます。

また、快適な住環境や利便性のさらなる向上を図り、農村が有する豊かな自然環境や地域が受け継いできた歴史・生活文化などの資源を生かした魅力ある居住環境を形成します。

## □ 生活拠点ゾーン

行政施設等が集積している地区であり、日常生活の拠点的作用を担う地区として位置づけ、環境との共生に配慮しながら、生活基盤の整備、既存施設の有効利用の促進などにより、日常生活を支える行政機能、文化、保健・福祉機能などの集積を進め、その拠点性の向上を図ります。

## □ 都市ゾーン

すでに公共施設や商業施設、住宅団地、工業団地、鉄道駅等の都市機能が複合的に集積するゾーンであり、防災機能に配慮しつつ、遊休地等の計画的な利用に努め、産業活動と生活・居住環境、そして自然環境とが調和した職住近接型の魅力ある市街地の形成を図ります。

特に、広域的な位置づけの中で、新町の自立的な発展に寄与する都市拠点の形成をめざし、条件や環境の良さを活かした知識・情報産業の集積を促進するとともに、「クリスタルタウン」の整備や都市サービス機能の充実、多気駅周辺の整備などを進めます。

## □ 交流拠点ゾーン

地域資源の活用や再構築により新たな魅力が創出され、すでに住民や来訪者の憩い・交流の場が形成されているか、あるいは今後期待される地区であり、主体となる住民の活動を支援するとともに、資源活用の環境づくりや各拠点のネットワーク化を促進します。

また、地区住民が集うコミュニティの核としての役割も果たすことが期待され、都市および生活拠点ゾーンとの連携を強化し、地区コミュニティの活性化をうながします。

## □ インター周辺ゾーン

近畿自動車道紀勢線の整備により、今後、勢和多気インターチェンジ周辺は、利用価値の高い地区として開発が進むことが予想されます。また、この地区は新町の中央に位置するだけでなく、松阪、伊勢、奥伊勢、紀州地域の結節点としての役割が増すため、無秩序な開発を抑制し、新町にとって有効な活用が図られるよう、計画的な利用を推進します。

## □ 森林ゾーン

豊かで美しい自然環境を守り、森林の公益的機能の維持・増進、森林資源の適



正管理を行うとともに、森林の多面的機能を生かした自然体験や交流の場としての活用を図ります。

## (2) ネットワークの方針

各ゾーンをつなぎ、新町の骨格となるネットワークの考え方を、次のものとします。

### □ 新町内の道路ネットワークの形成

国道42号・国道368号、および県道勢和兄国松阪線、広域農道の整備を促進し、新町の3つの骨格軸を形成します。さらにこれらを補完し、主に南北方向に連絡する生活道路の充実により、新町内の体系的な道路網を形成します。

### □ 公共交通の充実

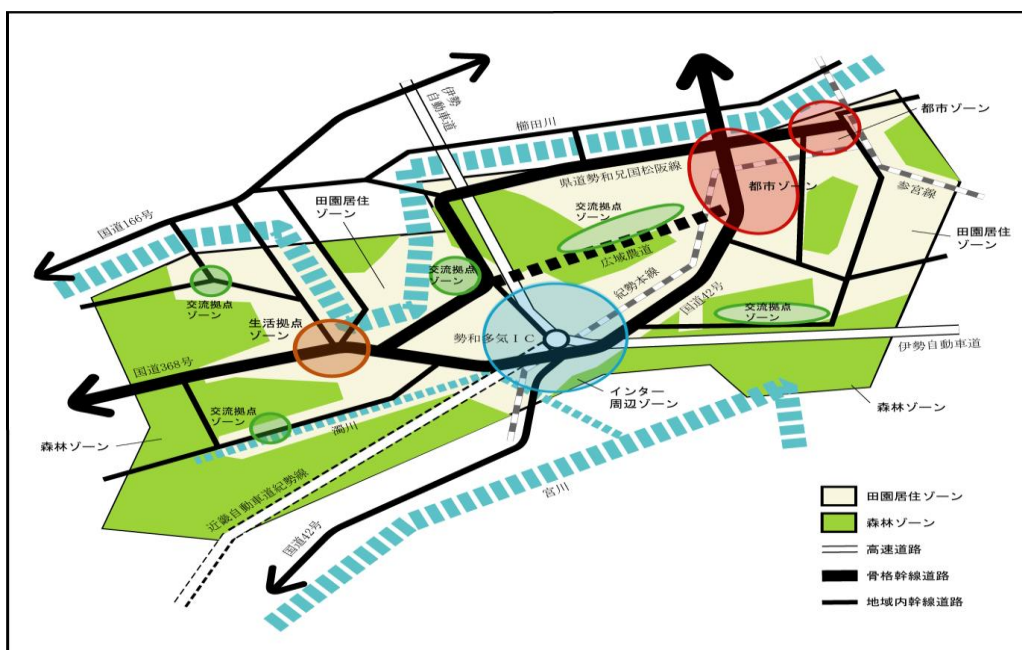
鉄道の利便性向上と駅的环境整備を働きかけるとともに、町民バスの新しい路線の確立やだれもが利用しやすい環境の向上などにより、公共交通の充実を図ります。

### □ 観光・交流ネットワークの充実

立梅用水沿いの散策路や古道、歴史の散歩道などにおける取り組みを活かして、観光資源や交流拠点ゾーンをむすぶ散策ネットワークの形成を図り、沿道の景観づくりを広げ、美しいまちづくりを進めます。

また、伊勢自動車道や幹線道路との連絡に配慮し、熊野古道や宮川流域、櫛田川流域などにおける広域連携を高めることにより、広域的な観光ルート化を図ります。

## ■ 地域構造図



# V. 新町の施策

## 1. 施策の体系

まちづくりの理念 住民自治を基礎に、積極的な行財政改革を進め、住民と行政とが協働する足腰の強いまちづくり

新町の  
将来像

『自然と産業が調和し、  
みんなで創る心豊かなまち』

### 住民と行政とが協働する足腰の強いまち

#### (1) 住民とともに歩み、コミュニティを重視するまちづくり（分権・自治）

- ①新町のしくみづくり
- ②住民自治活動の支援
- ③開かれた行政の推進
- ④行財政改革の推進

#### (2) 自然と共生した安全なまちづくり（環境・防災）

- ①自然環境の保全
- ②環境保全の推進
- ③住環境の向上
- ④安全なまちづくり

### 自然と産業が調和し、活力のある住みよいまち

#### (3) 地域経済の安定を生みだす産業づくり（産業）

- ①農林業の振興
- ②工業の振興
- ③商業の振興
- ④雇用・就労環境の向上

#### (4) 安心して暮らせる地域社会づくり（健康・福祉）

- ①健康づくりの促進
- ②地域福祉の展開
- ③子育て支援の充実
- ④高齢者・障害者福祉の充実
- ⑤社会保障の充実

### 人がやさしく、思いやりのあるまち

#### (5) 教育・文化・人権を大切にするまちづくり（教育・文化）

- ①学校教育の充実
- ②生涯学習の推進
- ③スポーツの振興
- ④地域文化の振興
- ⑤地域の国際化
- ⑥人権の尊重

#### (6) 交通の利便性を活かした産業と交流のまちづくり（交流）

- ①地域内交流の促進
- ②集客交流の展開
- ③物流産業等の展開

### 交通の要衝として発展するまち

#### (7) 快適な生活を支える基盤づくり（社会基盤）

- ①道路・交通網の整備
- ②情報通信網の整備

## 2. 施策の方向と主な事業

### (1) 住民とともに歩み、コミュニティを重視するまちづくり（分権・自治）

#### ① 新町のしくみづくり

- 自らの力で築くまちづくりに向けて、住民が、また住民と行政とが、ともに理解し、協力し合う意識を高めます。
- 補完性の原理<sup>1</sup>にもとづき、住民と行政との適切な役割分担と協働体制を構築するとともに、住民が主体的にまちづくりにかかわりやすい環境づくりに努めます。
- 円滑な住民自治活動や、住民と協働した効果的な行政運営が進められるよう、自治基本条例<sup>2</sup>など、自治を制度的に支えるしくみづくりに努めます。

#### ② 住民自治活動の支援

- 「自分たちの地域は自分たちで」の意識を高めるとともに、他の地域との交流をうながし、積極的に自治活動にかかわる若手リーダーの育成を図ります。
- これまでの自治会（区）活動を基調に置きつつ、さまざまな地域課題に対応した自治活動の展開に向けて、組織体制の強化をうながします。
- 自治活動が一層活発化するよう、情報収集や技術的な支援を行う機能の充実を図ります。また、活動の拠点となる施設の整備・充実を図るとともに、既存公共施設の有効活用をうながします。
- これまで行政サービスを中心に実施されてきた分野において、住民が積極的に役割を担うまちづくりに向けて、自治会（区）活動やNPOなどによるコミュニティビジネス<sup>3</sup>の振興を図ります。

#### ③ 開かれた行政の推進

##### （まちづくりへの住民参加）

- まちづくりの主役は住民であるということを住民と行政がともに意識し、新町の一体感とともに、住民のまちづくりへの参加の気運を醸成します。
- 委員会や審議会などの政策決定における住民参加機会を充実させます。また、住民懇談会、パブリックコメント<sup>4</sup>など、幅広く住民の声を聴く機会づくりを進めます。

##### （行政情報の発信）

- 広報紙やホームページ、ケーブルテレビの行政チャンネルなどを充実させ、分かりやすい情報を積極的に提供します。
- 情報公開を適正に行い、行政の透明化を図ります。また、個人情報の保護を徹底します。

#### ④ 行財政改革の推進

##### (行政運営の確立)

- 住民の主体的な活動を支え、新たな時代のニーズに対応した新町のまちづくりを進められるよう、行政職員の意識改革と政策形成能力等の向上を図ります。また、住民サービスの充実に向けた窓口対応能力の向上を図ります。
- 柔軟かつ機動力のある組織・機構の整備を図るとともに、定員管理を適正に行い、能力重視・適材適所の人事管理を行います。
- 事務事業の抜本的な見直しとともに、民間のノウハウなども活用しながら電子自治体化を推進し、簡素で無駄のない行政への改革を進めます。

##### (財政運営の効率化)

- 行政のスリム化、民間委託の推進などにより、経常経費の削減を図るとともに、限られた財源の有効かつ重点的な配分に努めます。
- 納税者の的確な把握と収納率の向上、受益と負担の見直しなどにより、自主財源の確保を図ります。

##### (広域行政の推進)

- これまでの広域行政事務処理を継続するとともに、より大きな課題などに対処すべく、柔軟な広域連携を進めます。

#### 【主な事業】

施策名	事業名
① 新町のしくみづくり	自治基本条例制定事業
② 住民自治活動の支援	住民自治活動支援事業
③ 開かれた行政の推進	広報広聴事業
④ 行財政改革の推進	庁舎改修事業
	行政情報化推進事業

<sup>1</sup> 住民が生活を送るうえで、個人でできないことを家族が、家族でできないことを地域社会が、さらに地域社会でできないことを市町村が、市町村ができないことを国や県が補っていくという考え方。住民・市町村・県・国の関係を見直していくための基本的な考え方として広まりつつある。

<sup>2</sup> 主権が住民にあることを基本として、自治体運営の基本理念や基本原則、住民の権利と責務、首長・行政職員や議会の責務、住民参加の方法などを盛り込んだ条例。「自治体の憲法」とも言われる。

<sup>3</sup> 一般の企業と異なり、相応の利益は得るがその追求を至上の使命とはせず、あくまでも地域を活性化し、地域住民のために行うことを第一の目的とする地域事業。

<sup>4</sup> 行政が政策立案などを行おうとする際に、案を公表し、広く住民等から意見や情報を得る機会を設け、これに考慮して最終的な意思決定を行うために制度化された手続き。行政の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を主な目的とする。従来の縦覧制度などと比べ、インターネットなどの情報通信網を活用し、広く意見を聞けるのが特徴。

## (2) 自然と共生した安全なまちづくり（環境・防災）

### ① 自然環境の保全

#### （自然環境の保全）

- 美しい自然環境を守るため、住民の自然保護意識を高めます。また、ふるさと水と土の保全活動や里地里山保全活動など、森林や農地、河川などを守りつつ、自然と親しむ活動の活発化をうながします。

#### （景観づくりの促進）

- 各集落単位などで取り組まれている花づくり活動など、環境美化や景観づくりの取り組みを育成・支援します。

### ② 環境保全の推進

#### （環境にやさしいまちづくり）

- 美しいまちづくりの活動をはじめ、新エネルギーの普及など、環境に配慮した取り組みを推進します。
- 大気、水質などの環境調査を定期的に行うとともに、立地企業等との公害防止協定の締結や環境保全型農業など、クリーンな産業の展開に努めます。

#### （廃棄物処理の推進）

- ごみの分別やリサイクル、生ごみの堆肥化などにより、ごみの減量化を進めるとともに、回収されたごみの適正処理を図ります。
- ごみの不法投棄の撲滅に向けて、住民と行政の協働による監視体制の強化を図ります。

#### （生活排水処理の推進）

- 河川の浄化に向けて、生活排水に対する住民の意識を高めるとともに、下水道、農業集落排水の整備および合併処理浄化槽の設置促進を図ります。

#### （墓地・火葬場の整備）

- 既存の墓地・火葬場の適切な管理をうながすとともに、斎場の整備を進めます。

### ③ 住環境の向上

#### (秩序あるまちづくり)

- 合理的な土地利用と、道路、公園等の都市施設の計画的な整備を図るため、都市計画の策定を進めます。
- 勢和多気インターチェンジ周辺やクリスタルタウン、多気駅周辺など、新町のまちづくりの拠点となる地区の整備を進めます。

#### (住宅・宅地の確保)

- 若者から高齢者まで、だれもが住みたいまち、住みつづけられるまちづくりに向けて、環境や立地の良さを活かしながら、良質で安価な住宅・宅地の供給を促進します。

#### (公園・広場の整備)

- 地域の特性を活かしながら特色ある公園づくりを進め、子どもから高齢者まで幅広い年代の憩いの場となる空間づくりを行います。
- 各地区における既存の公園の適切な維持管理をうながします。

#### (上・下水道の整備)

- 安全でおいしい水の供給に向けて、水源および水道施設の維持管理を行うとともに、施設のネットワーク化による基盤強化を図ります。
- 地域の実情に合わせて、下水道、農業集落排水および合併処理浄化槽などの手法を組み合わせ、効果的な下水処理を進めます。

### ④ 安全なまちづくり

#### (災害に強いまちづくり)

- 新町における地域防災計画を早期に策定し、災害の予防、災害時の応急対策や復旧・復興といった危機管理体制を確立するとともに、公共施設の耐震化を進めます。また、住民の防災意識を高め、コミュニティの支え合い、助け合いを基礎とした自主防災組織の活性化を進めるとともに、防災資機材、防災無線等の充実を図ります。
- 自然災害を防ぐため、河川改良、治山治水、急傾斜地崩壊対策などを、国・県と連携して進めます。

**(消防・救急体制の確立)**

- 松阪地区広域消防組合における消防・救急体制の充実を要請します。また、初期消火などの知識を住民に普及するとともに、消防団組織の活性化を図り、消防力の向上を図ります。

**(交通安全体制の確立)**

- 子ども、高齢者等の交通弱者にとって安全な交通環境をめざし、交通安全教育の充実やマナーの向上を図るとともに、交通安全施設の整備に努めます。

**(生活安全体制の確立)**

- 地域の連帯意識を醸成し、関係機関をはじめ、地域ぐるみで犯罪や非行を防ぐ体制づくりを進めます。また、防犯灯をはじめとする防犯施設の整備を進めます。
- 安心できる生活の確保に向けて、消費に関する情報の提供に努めます。

**【主な事業】**

施 策 名	事 業 名
①自然環境の保全	自然環境・景観保全活動促進事業
②環境保全の推進	新エネルギー普及促進事業
	リサイクル推進事業
	斎場整備事業
③住環境の向上	都市計画等調査・策定事業
	まちづくり拠点整備事業
	公園整備事業
	上水道整備事業
	下水道整備事業
	農業集落排水整備事業
④安全なまちづくり	合併処理浄化槽設置促進事業
	防災基盤整備事業
	自主防災組織支援事業
	自然災害防止事業
	河川維持改良事業
	交通安全・防犯施設整備事業

### (3) 地域経済の安定を生み出す産業づくり（産業）

#### ① 農林業の振興

##### (経営改革の促進)

- 集落単位の営農体制づくりを中心に据え、条件に適した作物の栽培に向けて、農地の流動化と農作業の受委託体制の確立をうながします。また、将来的な営農組織の法人化や、町全体で農作業の受委託をマネジメントする機能など、経営基盤強化に向けた方策を検討します。
- 農業の技術指導やJAなど専門機関との連携機能を充実させ、集落営農の核となる若い担い手農業者を育成・支援します。
- 新しい農林業の可能性を探るため、健康づくりや集客交流などの分野との人材交流を図るとともに、先進地との比較評価などを行い、新しい発想での地域振興に努めます。また、農業者同士の主体的な話し合いによって、地域農業の具体的な目標づくりと実践をうながします。

##### (農林業生産の振興)

- 消費者ニーズに合わせ、環境保全型農業や有機栽培によるブランド化、特産品加工などによって、農林産物に対する付加価値の向上を図ります。また、食育などを通じて、地産地消運動の広がりをめざします。
- 五桂池ふるさと村、丹生大師の里、元丈の里などを活用し、農林業をテーマにした交流活動を進めるとともに、その情報を広く発信します。

##### (農林業基盤の整備)

- 中南勢広域農道をはじめ、農道や用排水路の整備を進めます。特に、立梅用水については、地域用水としての多面的活用を図るとともに、集客交流資源としての環境整備を進めます。また、耕作放棄地の有効利用をうながします。
- 水源かん養や国土保全など、森林の持つ公益的機能の発揮を図るため、林道や作業道の整備を進め、森林組合などによる森林の適切な管理をうながします。

#### ② 工業の振興

##### (新たな産業の振興)

- 県のクリスタルバレー構想などと連携し、環境にやさしく付加価値の高い優良企業の積極的な誘致を進めます。特に、企業進出の受け皿として、工業団地に加え、インターチェンジ周辺などの開発構想を検討します。



- 町内における新たな起業をうながすため、県産業支援センターなどと連携し、支援を進めます。

**(町内企業の振興)**

- 商工会等支援機関と連携して、町内企業の経営基盤の強化をめざすとともに、異業種間交流をうながし、情報交流や技術力の向上と生産・販売の多角化を図ります。

**③ 商業の振興**

**(商業の核づくり)**

- クリスタルタウンの整備を進めるなど、広域的な商業核の形成をめざして商業施設の誘導を図ります。

**(町内商店の振興)**

- 商工会等支援機関と連携して、町内商店の経営基盤の強化をめざすとともに、異業種間交流をうながし、イベント等の共同開催などの活性化策を図ります。

**④ 雇用・就労環境の向上**

- 新町への企業誘致を進めるとともにコミュニティビジネスなどを振興し、雇用機会の拡大を図ります。
- ハローワークなどと連携し、雇用を促進するとともに、就労環境の向上を図ります。

**【主な事業】**

施策名	事業名
①農林業の振興	農業経営基盤整備事業
	農林業振興事業
	農林業基盤整備事業
②工業の振興	企業立地促進事業
	起業支援事業
③商業の振興	まちづくり拠点整備事業
	商業振興事業
④雇用・就労環境の向上	勤労者福祉事業

## (4) 安心して暮らせる地域社会づくり (健康・福祉)

### ① 健康づくりの促進

#### (健康づくりの促進)

- 自分の健康は自分で守るという意識を高め、自然、食、スポーツなどを通じた住民主体の健康づくりをうながします。また、温泉などを活用し、健康と癒しの場となる拠点づくりを進め、住民の健康づくりや健康管理を支援します。
- 健康相談・健康教育をはじめ、健康診査、がん検診など、年代ごとの一貫した保健事業を行います。また、感染症の対策や、心の健康づくりに対する保健事業を充実させます。

#### (医療の充実)

- 地域医療を確保するため、医療機関の誘致や診療科目の充実を図るとともに、かかりつけ医の普及や情報通信技術を活用した在宅医療・看護の充実を図ります。また、広域的な対応により、高次医療機関<sup>5</sup>との連携を強化します。

### ② 地域福祉の展開

- 住民の福祉意識を向上させるとともに、ボランティアの育成・確保を図り、社会福祉協議会を中心とした地域福祉のネットワークづくりによる、子どもや高齢者などの見守り体制を構築します。
- 地域活動を通じ、世代間の相互理解を深め、支え合い、助け合える福祉コミュニティづくりを促進します。
- ハード面だけでなくソフト面のバリアフリーを推進するとともに、ノーマライゼーション理念<sup>6</sup>の普及を図ります。

### ③ 子育て支援の充実

#### (次世代育成支援対策の推進)

- 安心して子どもを産み育てられるまちづくりに向けて、家庭、地域、企業、行政が一体となった取り組みを進めます。
- 住民の意識を高め、子育てサポーターの育成を図り、家庭および地域の教育力を向上させます。一方、子育てと仕事との両立が図られるよう、就労環境の向上を事業者に働きかけます。
- 児童虐待防止のネットワーク化などにより、児童の適切な保護を図ります。

#### (子育て支援サービスの充実)

- 子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育て支援センターの機能を強化し、相談、

情報提供や保護者が気軽に集える場づくりを進めます。また、一時保育などのサービスの充実を図ります。

- 一人親家庭の自立をうながすため、相談・支援体制を充実させます。

#### **(保育サービスの充実)**

- 子育てしながら就労できるよう、保育所の統合を進めつつ、低年齢児保育や延長保育などの多様化する保育ニーズに対応した、多機能な保育所を整備します。
- 主に小学校低学年児童を対象にした放課後児童対策として、子育て支援サークルによる学童保育の実施などを促進します。一方、子どもの居場所づくりとして、公民館など公共施設の活用を図ります。

### **④ 高齢者・障害者福祉の充実**

#### **(生きがいつくりの推進)**

- 高齢者や障害者による主体的なグループ活動をうながすとともに、その活動を支えるボランティアの育成に努めます。また、公民館などを活用し、自主的に集える場の提供を行います。
- 認知症（痴呆）、寝たきり、障害の重度化などを予防するため、健康教室や機能訓練などを充実させます。

#### **(社会参加の促進)**

- 高齢者や障害者の社会参加や自立をうながすため、シルバー人材センターや授産施設の充実などによる就労対策を進めます。
- 活動の場や幅広い交流の場を創出するとともに、外出支援対策の充実を図ります。

#### **(介護・支援サービスの充実)**

- 総合窓口としての在宅介護支援センターの機能を強化し、高齢者・障害者や、その家族への相談体制などの支援機能を充実させます。
- サービスを必要とする人に対し、介護保険および支援費サービスの的確かつ効果的な提供を図ります。
- 介護・介助の基本を在宅に置きながらも、必要な入所施設の整備について、民間活力を活用しつつ、広域的な調整のなかで取り組みます。

<sup>5</sup> 健康管理や初期医療などを担う診療所等のかかりつけ医を一次医療機関というのに対し、より高度で専門的な医療機関である二次・三次医療機関を指す。高度な検査機器や入院治療機能を持つ病院を二次医療機関、一次・二次医療機関で対応するのが困難な高度で特殊な医療機能を有する医療機関を三次医療機関という。

<sup>6</sup> Normalization。高齢者や障害者などが地域社会のなかで生活していくうえで、特別視されることなく普通（ノーマル）の生活を送るため、すべての人とともに暮らし、ともに生きぬくことが正常であるという考え方。

## ⑤ 社会保障の充実

- 障害者、乳幼児、一人親家庭に対する医療費助成や各種手当、および低所得者世帯への生活保護などの制度の維持・充実を図るため、国や県などの関係機関との連携に努めます。また、民生・児童委員や関係機関との連携のもと生活相談・指導体制の充実を図ります。
- 国民健康保険および国民年金については、制度を周知し、加入の促進と未加入問題の解消、保険料の収納率の向上による事業運営の安定化に努めます。また、国民健康保険事業による健康づくりを進め、医療費の抑制を図ります。

### 【主な事業】

施 策 名	事 業 名
①健康づくりの促進	健康づくり活動促進事業
	保健事業
②地域福祉の展開	地域福祉推進事業
③子育て支援の充実	子育て支援事業
	保育所整備事業
	放課後児童クラブ支援事業
④高齢者・障害者福祉の充実	生きがいつくり・社会参加支援事業
	小規模作業所整備事業
	介護・支援サービス事業
⑤社会保障の充実	福祉医療費助成事業

## (5) 教育・文化・人権を大切にすまちづくり（教育・文化）

### ① 学校教育の充実

#### （教育環境の充実）

- 幼児教育機能のあり方について検討を進めます。
- 家庭・地域・学校が連携し、多様な人材を活用しての体験学習や交流活動を通して、地域に開かれた学校づくりを進めます。また、地元の県立相可高校との連携を密にし、現在行われているまちづくりへの参画を一層促進します。
- 安全で快適な教育環境をつくるため、学校施設の耐震化やプール、給食施設などの整備を進めます。また、町民バスと調整を図りながら、スクールバスの運行を継続します。

#### （教育内容の充実）

- 小・中・高の連携や、教育課程の弾力化など、効果的な教育体制の確立を図るとともに、地域の資源や産業、町内の施設などを活用し、特色ある教育を推進します。また、給食における地産地消を通じて、食育を進めます。
- 情報教育の充実に向けて、パソコンやインターネット環境の整備を推進します。また、ALT<sup>7</sup>やCIR<sup>8</sup>などの活用による国際理解の教育を進めます。

#### （相談体制の充実）

- 児童生徒の悩みに対し、適切に指導できるよう、スクールカウンセラーや適応指導教室<sup>9</sup>などによる指導・支援の充実を努めます。

#### （障害児教育の充実）

- 障害のある子ども自らが主体的に学べる場づくりに向けて、環境を整備するとともに、関係機関と連携し、相談・指導体制を充実させます。

### ② 生涯学習の推進

#### （生涯学習体制の確立）

- 住民の自己実現に向けて、主体的に学ぼうとする生涯学習ニーズに合わせた公民館講座や図書館事業など、学習する場の充実を図ります。

<sup>7</sup> Assistant Language Teacher（外国語指導助手）の略。小・中学校などで外国語を教える外国人講師。

<sup>8</sup> Coordinator for International Relations の略。国際交流員。「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）」により招致された、地方公共団体の国際交流担当部局で国際交流活動に従事する外国人青年のこと。

<sup>9</sup> 不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、県や市町村の教育委員会が学校外に設置する施設。カウンセリング、学習・体験活動、集団生活への適応指導等を組織的、計画的に行う。

- 自主的なサークル活動の活性化を図るとともに、生涯学習を支える指導者を育成します。また、大学や企業の研究機関との協力・連携による人材育成に努めます。
- 生涯学習施設の充実とともに、情報社会に対応した生涯学習施設の活用方法を検討します。

#### **(青少年の健全育成)**

- 地域社会が青少年を見守り、健全に育成するよう、青少年健全育成町民会議を中心に、地域ぐるみの育成活動を展開するとともに、青少年の主体的な活動を促進します。

### **③ スポーツの振興**

- だれもが、いつでも生涯にわたりスポーツを楽しめるよう、体育協会、総合型地域スポーツクラブ<sup>10</sup>などの主体的な活動により、多様なスポーツの普及をめざします。
- 住民が主体となり、新町の一体感を育むスポーツイベントの実施をうながします。
- スポーツ施設の充実と有効活用をうながすとともに、学校施設などの開放に努めます。

### **④ 地域文化の振興**

#### **(芸術・文化活動の振興)**

- 住民の自主的な文化活動を育成するとともに、新町が一体となった発表・交流の場をつくります。
- 町民文化会館などの文化施設を活用し、学習成果の発表や多様な芸術文化に触れる機会の充実に努めます。

#### **(文化財の保存・活用)**

- 文化財を保護するため、調査および指定を進めるとともに、資料館などでの収集・展示に努めます。また、学校などにおける郷土学習への活用を図ります。
- 各地区に伝承されている伝統文化や伝統行事を後世へと伝えるため、保存活動への支援を行います。

---

<sup>10</sup> 地域のだれもが参加でき、生涯を通じて継続的にスポーツを楽しめる、地域に根ざした自主運営型のスポーツクラブ。

## ⑤ 地域の国際化

- 青少年の海外派遣やホームステイによる外国人の受け入れ、地域の伝統文化の発信などを通じて、国際交流の機会をつくります。また、住民が主体となった国際交流活動を推進するため、国際交流協会をはじめとした団体やボランティアの育成をめざします。
- 外国語による案内表示や生活情報の提供など、在住外国人にとって住みよいまちづくりに努めます。

## ⑥ 人権の尊重

### (人権の尊重)

- あらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会をめざし、学校教育や社会教育における人権教育、および広報・啓発活動を進めます。

### (男女共同参画社会の形成)

- 男女がともに責任を果たし活躍する社会をめざし、男女平等意識を啓発するとともに、女性の地域活動への参画や就労の促進を図ります。また、女性のグループ活動などを促進します。

## 【主な事業】

施策名	事業名
①学校教育の充実	学校教育施設整備事業
	スクールバス運行事業
	情報教育・国際理解教育推進事業
②生涯学習の推進	公民館講座事業
	図書館整備・運営事業
	青少年育成支援事業
③スポーツの振興	スポーツ活動支援事業
	スポーツ施設整備事業
④地域文化の振興	文化振興事業
	文化施設運営事業
	文化財調査・保護事業
⑤地域の国際化	国際交流事業
⑥人権の尊重	人権教育事業

## (6) 交通の利便性を活かした産業と交流のまちづくり（交流）

### ① 地域内交流の促進

- 交流イベント、文化事業とともに、温泉などの新たな要素を活用し、住民どうしの交流機会を創出し、新しいまちの交流を進めます。また、仲間づくりや交流活動を活発化するための拠点機能の充実を図ります。

### ② 集客交流の展開

#### (交流活動の促進)

- 美しいまちづくりや里地里山の保全などの活動や、丹生大師、近長谷寺や旧街道などの歴史文化資源など、新町全体の資源を活用し、ネットワーク化したエコミュージアム<sup>11</sup>を展開します。
- かき・みかんなどの味覚狩りや、五桂池ふるさと村、丹生大師の里、元丈の里などの農業と食、さらに、のびのびパーク天啓、ゆとりの丘、勢和台スポーツセンターなどの健康を題材に、癒しをテーマにした交流活動を活発化します。
- 立梅用水を通じた他地域との交流など、これまでに取り組んできた地域間交流を継続・発展していきます。

#### (集客交流基盤の整備)

- 住民のもてなしの心を醸成し、交流活動に携わる語り部などのボランティアを育成します。また、観光協会の組織を強化し、イベントやガイド、情報発信などの機能を充実させます。
- 新町内の拠点のネットワーク化を図るとともに、周辺市町村と連携し、広域的な観光ルートのPRを展開します。

### ③ 物流産業等の展開

- 勢和多気インターチェンジ周辺を活用し、物流をはじめとする新たな産業の立地を促進するため、土地利用の検討を行い、基盤整備を進めます。

### 【主な事業】

施策名	事業名
①地域内交流の促進	地域内交流促進事業
②集客交流の展開	交流拠点整備・管理事業
	地域間交流促進事業
	集客交流支援事業
③物流産業等の展開	インター周辺利用計画調査・策定事業

<sup>11</sup> Eco museum。地域の自然や歴史、伝統的なくらしなど、地域の環境をそれらが本来ある場所で保全し、地域全体を博物館と考え、住民自らが魅力的な地域づくりを行うことで、地域経済の活性化や地域振興を図るもの。



## (7) 快適な生活を支える基盤づくり (社会基盤)

### ① 道路・交通網の整備

#### (道路網の整備)

- 新町内の住民どうしの交流や産業の活性化を図るため、新町の骨格となる県道勢和兄国松阪線の改良、中南勢広域農道の整備をはじめ、県道松阪度会線、県道茅原丹生線などの幹線道路の整備を働きかけます。
- 新町を取りまく周辺地域との連携強化に向けて、近畿自動車道紀勢線や国道 42 号松阪多気バイパスなどの早期完成、および国道 368 号の早期改良を働きかけるとともに、櫛田川への新たな架橋について要望します。
- 幹線道路につながる体系的な道路網の形成に向け、町道の改良・整備を進めます。
- 安全で快適な道づくりに向けて、バリアフリー化やユニバーサルデザイン<sup>12</sup>による整備を進めるとともに、住民による沿道美化活動をうながします。

#### (交通網の整備)

- 子どもや高齢者等の交通弱者の貴重な交通手段として、町民バスの路線の拡充などを進めるとともに、住民の利用を促進します。また、将来的には、巡回バスやスクールバスも合わせた総合的な公共交通体系としての検討を進めます。
- 町民バスに接続する路線バスおよび鉄道の利便性の向上を働きかけるとともに、駅舎などのバリアフリー化やユニバーサルデザインによる整備をうながします。

### ② 情報通信網の整備

- ケーブルテレビ網をはじめとする高速・大容量の情報通信網の整備を促進し、情報格差のないまちづくりを進めます。あわせて、庁内および公共施設間のネットワーク化を進めます。
- 情報通信網の双方向性などを活用した新たな手段による公共サービスの提供方法について、研究・検討を進めます。
- 学校教育や公民館講座における情報教育を充実させ、情報化に対応できる人づくりを進めます。
- 町内企業との連携により、情報通信網を活用した産業振興や起業を促進します。

#### 【主な事業】

施策名	事業名
①道路・交通網の整備	町道維持修繕事業
	町道・橋梁新設改良事業
	自主運行バス事業
②情報通信網の整備	地域情報化事業

<sup>12</sup> Universal design。できるだけ多くの人にとって、まちやものを使いやすくするようにあらかじめデザイン、計画、設計すること。

### 3. 新町における三重県事業の推進

#### (1) 三重県の役割

三重県は、新町がめざす「自然と産業が調和し、みんなで創る心豊かなまち」の実現に向け、合併後の一体的なまちづくりや、本地域の特色を活かした魅力的なまちづくりを支援するとともに、新町と連携して県事業の効果的な推進に努めます。

#### (2) 新町における三重県事業

三重県は、新町が取り組む「自然と共生した安全なまちづくり」、「地域経済の安定を生まだす産業づくり」、「快適な生活を支える基盤づくり」において、新町建設計画の期間内に次の主要事業に取り組みます。

##### 1) 自然と共生した安全なまちづくり

三重県は、新町が取り組む「環境保全の推進・住環境の向上」において「下水道の整備」に取り組みます。

###### ① 下水道の整備

- 新町の水環境の保全や住環境の向上を図るため、下水道整備を進めます。

下水道整備事業	中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）
---------	------------------

##### 2) 地域経済の安定を生まだす産業づくり

三重県は、新町が取り組む「農林業の振興」において「農山村地域の生産基盤の整備」に取り組みます。

###### ① 農山村地域の生産基盤の整備

- 新町の農林業の振興と活性化を図るため、生産基盤の整備と住みよい農山村づくりを進めます。

農業生産基盤の整備	広域営農団地農道整備事業（中南勢地区） 広域営農団地農道整備事業（中南勢2期地区） 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（松阪多気地区） 地域用水機能増進事業（立梅地区）
-----------	---

### 3) 快適な生活を支える基盤づくり

三重県は、新町が取り組む「道路・交通網の整備」において「道路の整備」に取り組めます。

#### ① 道路の整備

- 新町の道路網の整備を図るため、国道 42 号松阪多気バイパス等の整備促進を国に働きかけるとともに下記の事業について整備を進めます。

県管理国道・県道改築事業	<p>重点的に整備を進める道路</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一般国道 368 号（勢和村古江～色太）</li><li>一般県道勢和兄国松阪線（多気町相可）</li><li>一般県道佐原勢和松阪線（勢和村下出江～松阪市小片野）</li></ul> <p>事業着手に努める道路</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一般県道勢和兄国松阪線（勢和村古江～丹生）</li><li>一般県道勢和兄国松阪線（多気町井内林～相可（三疋田））</li></ul> <p>早期事業着手の検討を進める道路</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一般国道 368 号（飯南町舟戸～勢和村朝柄）</li></ul>
--------------	---

## VI. 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、効率的な公共施設の活用や整備・運営を進めていく必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないように、住民とともに施設のあり方を検討し、必要に応じて除却や売却なども行いながら、新町の均衡ある発展をめざします。

また、新町の財政事情を十分勘案するとともに、一体的かつ効率的なまちづくりや町全体のバランス、既存施設の有効活用、効率的な運営の手法などに配慮します。

なお、現在の勢和村役場については、地域振興の拠点として、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮するとともに、必要な機能の整備を図ります。

## VII. 財政計画

本計画における財政計画は、限られた財源を有効かつ効率的に配分する観点から、計画的・効果的に施策および事業を実施するため、平成17年度から令和7年度までの21年間の財政の見通しをたてるものです。

新町においては、自主財源の安定的確保を図り、財政基盤の安定化に努めるとともに、合併にともなう経常的経費の削減や、重点的・効果的な投資を行い、健全かつ持続可能な行財政運営をめざします。

この財政計画は、過去の実績をもとに、人口の推移や地域経済情勢などを勘案しつつ、合併によるさまざまな効果を見込み、普通会計ベースで策定したものです。

なお、現時点で明らかになっている制度改正等にもなう影響は加味するものの、不透明な部分については、現行制度が維持されるものとして算定しています。

主な前提条件は次のとおりであり、特に記述のない項目は、過去の実績から同額での推移を見込み、算定しています。

### (1) 歳入

#### ○地方税

現行税制度に加え、現時点で明らかな税制改革に関する影響額を見込むとともに、立地企業に関する社会的要因を加味し、算定しています。なお、新町における人口は一定としています。

#### ○地方譲与税

過去の実績から、同額での推移を見込むものの、現時点で明らかな制度改正による影響額を加味し、算定しています。

#### ○地方交付税

普通交付税については、今後の総額の縮小を見込んで一定率を減額するとともに、地方税収入の増減による影響を加味し、合併による普通交付税の特例と合併特例債にかかる交付税措置を見込んで算定しています。

特別交付税については、今後の総額の縮小を見込んで一定率を減額し、合併による特別交付税措置を見込んで算定しています。

#### ○国庫支出金・県支出金

過去の実績から、同額での推移を見込むものの、現時点で明らかな補助制度改

正による影響額を加味し、算定しています。

#### ○繰入金

財源不足分を計上しています。

#### ○地方債

過去の実績等から推計した通常の地方債に、まちづくりのための建設事業や臨時財政対策債を加算し、算定しています。

## (2) 歳 出

---

#### ○人件費

過去の実績、定員管理計画に基づき算定しています。

#### ○扶助費

過去の実績を勘案し、特殊要因を除いた令和元年度予算とほぼ同額を算定しています。

#### ○物件費

過去の実績を勘案し、特殊要因を除いた令和元年度予算とほぼ同額を算定しています。

#### ○公債費

合併前の2町村の発行地方債償還額に、合併後の発行地方債償還額（合併特例債償還額を含む）を加えて算定しています。

#### ○積立金

歳入超過分や将来の財政負担増等に備えるための積立金を計上しています。

#### ○投資的経費

過去の実績から推計した平常時の普通建設事業に加え、合併後20年間に限り、大規模事業にかかる事業費を加算し、算定しています。

■ 財政計画

(単位：百万円)

区 分		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
歳 入	地方税	2,736	3,229	3,458	3,354	2,931	2,781	2,615	2,511	2,539	2,483	2,415
	地方譲与税	203	271	146	140	129	128	124	120	113	107	112
	各種交付金	393	373	299	293	271	254	242	223	241	244	362
	地方交付税	1,442	1,448	1,378	1,777	1,526	1,938	2,341	2,443	2,314	2,303	2,410
	国庫支出金	316	460	382	175	1,011	576	516	440	606	608	457
	県支出金	278	314	327	719	583	523	397	369	363	347	460
	繰入金	1,007	213	261	231	634	468	273	657	128	314	400
	地方債	604	924	780	418	733	697	524	603	891	204	300
	その他	730	608	674	768	715	1,002	918	754	1,282	829	820
	歳入合計	7,709	7,840	7,705	7,875	8,533	8,367	7,950	8,120	8,477	7,439	7,736
区 分		平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
歳 出	人件費	1,585	1,441	1,387	1,293	1,298	1,194	1,269	1,195	1,185	1,156	1,184
	扶助費	264	280	312	450	467	641	872	854	862	938	894
	公債費	862	828	878	756	885	769	749	738	751	771	712
	物件費	1,323	1,072	1,184	949	963	1,062	974	993	1,108	1,115	1,127
	補助費等	987	969	975	1,295	1,584	1,241	1,203	1,123	1,698	1,126	1,291
	繰出金	715	718	674	953	660	683	734	732	786	764	816
	積立金	430	333	267	707	298	596	652	270	392	289	241
	投資的経費	1,207	1,859	1,564	923	1,841	1,264	779	734	1,154	739	617
	その他	56	41	38	132	117	291	274	587	135	155	549
	歳出合計	7,429	7,541	7,279	7,458	8,113	7,741	7,506	7,226	8,071	7,053	7,431

(単位：百万円)

区 分		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
歳 入	地方税	2,405	2,447	2,404	2,335	2,298	2,239	2,239	2,239	2,239	2,239
	地方譲与税	112	112	113	109	105	105	105	105	105	105
	各種交付金	318	345	361	332	355	375	375	375	375	375
	地方交付税	2,315	2,224	2,149	2,089	1,980	1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
	国庫支出金	550	510	541	473	413	428	427	427	427	427
	県支出金	398	418	513	466	426	445	444	444	444	444
	繰入金	416	452	99	48	184	85	221	221	173	173
	地方債	312	430	860	869	778	720	685	685	733	733
	その他	797	1,056	887	605	404	354	354	354	354	354
	歳入合計	7,623	7,994	7,927	7,326	6,943	6,701	6,800	6,800	6,800	6,800
区 分		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
歳 出	人件費	1,144	1,190	1,123	1,101	1,098	1,109	1,108	1,108	1,108	1,108
	扶助費	965	983	950	1,024	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025	1,025
	公債費	760	721	654	640	585	613	628	650	596	604
	物件費	1,208	1,170	1,285	1,422	1,275	1,275	1,275	1,275	1,275	1,275
	補助費等	1,157	1,474	1,677	1,705	1,658	1,460	1,164	1,164	1,164	1,164
	繰出金	826	825	845	852	873	875	875	875	875	875
	積立金	254	196	485	21	10	10	10	10	10	10
	投資的経費	407	334	469	323	274	264	550	550	600	600
	その他	648	722	153	238	145	70	165	143	147	139
	歳出合計	7,369	7,615	7,641	7,326	6,943	6,701	6,800	6,800	6,800	6,800



# 財政用語の説明

## 【歳入関係】

### □地方税

地方税法に基づき地方公共団体が徴収する税をいう。

地方税は、その用途についてなんら制限されることなく自由に使用できる「普通税」と、その税収入が特定の目的のために使用されなければならない「目的税」とに分類することができる。

市町村が徴収する普通税としては、市町村民税、固定資産税、市町村たばこ税、軽自動車税などがあり、目的税としては、都市計画事業の整備等を行うための都市計画税などがある。

《普通税》

○市町村民税……………個人と法人に区分され、均等割と所得割（法人税割）によって課税され、市町村民税は都道府県民税と合わせて一般に住民税と呼ばれるもの。

○固定資産税……………土地、家屋、償却資産は事業の用に供する資産で法人税法・所得税法で、損金または必要経費に計上されるもの。

○市町村たばこ税……市町村内で消費されるたばこ千本あたりを単位に課税されるもの。

○軽自動車税……………原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、および二輪の小型自動車に1台当たりの定額で課税されるもの。

《目的税》

○都市計画税……………市町村が、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、これらの事業によって、利益を受ける都市計画区域内の土地および家屋の所有者に対して課税されるもの。

### □地方交付税

全国的に見ると地域によって地方税の収入に差があるため、標準的な行政を行うための支出に比べ地方税収入が不足する地方自治体に対し、その差額を埋めるために、国に一旦集めてから交付される税。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合が地方交付税の総額となる。

各自治体の基準財政需要額（妥当な水準で行政を行うために必要な経費）と基準財政収入額（税等をどの程度確保できるか試算した額）を算定し、財源不足がある自治体は普通交付税として財源が補てんされる。また、特別交付税は合併、災害対策等の特別の財政需要がある場合に財源が補てんされるものをいう。

「基準財政需要額」－「基準財政収入額」＝「財源不足」＝「地方交付税（普通交付税）」

基準財政需要額	
基準財政収入額	財源不足＝地方交付税

### □国・県支出金

義務教育、生活保護、道路の建設など市町村が行う事務で、国と地方公共団体が経費を負担しあって仕事をする場合に、国や県も責任を持っていたり、その事務を奨励したりするために、国・県が支出する負担金、補助金などをいう。

### □地方債（市町村債）

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が年度を超えて行われるもの。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされているが、地方財政法に定められた公共施設等の建設事業や災害復旧事業などについて地方債を発行することができる。

その他にも、合併特例法などの特例法によって定められている事業について地方債（合併特例債）を

発行することができる。

#### ○合併特例債

市町村の合併の特例に関する法律により認められた地方債で、新町建設計画に基づき、新町の一体性の速やかな確保や町域の均衡ある発展に資するために行う事業などの財源として充当できる。

### □その他

#### ○地方譲与税

国が徴収し、地方公共団体に対して譲与する税をいう。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがある。

#### ○利子割交付金

利子所得に対する 20%の利子税が、国 15%、県 5%の割合で按分され、県配分額から事務費を除いた 5分の 3 が市町村に交付される。

#### ○地方消費税交付金

地方消費税は、地方税源の充実を図る目的で平成 9 年 4 月から導入された税で、県が課する地方税であり、消費税と同様に広く消費に負担を求める消費課税である。徴収は、当分の間、国において消費税と併せて行われ、都道府県間において消費に関連した基準により清算が行われる。清算後の金額の 2分の 1 に相当する額を地方消費税交付金として、市町村へ人口および従業者数で按分して交付されるもの。

#### ○地方特例交付金

国の恒久的な減税実施に伴う地方公共団体の地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、国から支出される交付金。

将来の税制の抜本的な見直しが行われるまでの間、恒久的な減税に伴う減収見額の 4分の 3（一部控除がある）が交付されるもの。

#### ○分担金および負担金

市町村の一定の事業について特別の利益関係にある者が、その事業の執行に要する経費の全部または一部を、その事業の受益の程度に応じて負担するもの。

#### ○使用料および手数料

使用料とは、住民が体育館や文化ホールなどの施設を使用した場合などに徴収するもの。手数料とは、地方公共団体が特定の者のために提供するサービスに対し、その費用を償うために徴収するもの。具体例では、住民票・印鑑登録証明の手数料など。

#### ○繰入金

地方公共団体が設定している数個の会計（一般会計、特別会計、基金など）間相互における現金の所属を移す場合に用いられる用語。一般会計の歳入に不足を生じる場合に、財政調整基金から取り崩しを行って不足分を穴埋めする場合などに用いられる。

## 【歳出関係】

---

### □人件費

人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給与、地方公務員共済組合負担金などがある。

### □扶助費

地方公共団体が、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の法令に基づき、自治体から現金または物品の別を問わず、該当する住民に対して直接支給される経費。

なお、扶助費は、人件費および公債費と共に義務的経費に属し、任意に削減・圧縮できない経費であり、財政構造上からも、できるかぎり構成比率が低いことが望ましいものとされている。

## □物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の自治体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、職員の旅費、消耗品費、臨時職員の賃金、通信費、備品購入費、委託料、使用料および賃借料、原材料費などの経費がある。

## □補助費等

具体的には、報償費（報償金および賞賜金）、役務費（火災保険、自動車損害保険等の保険料）、委託料（物件費に計上されるものは除く）、負担金、補助および交付金（人件費および事業費に計上されるものを除く）、補償、補てんおよび賠償金（事業費に計上されるものおよび繰上げ充用金を除く）、償還金、利子および割引料（公債費に計上されるものを除く）、寄附金、公課費など。

## □公債費

市町村が借り入れて返済する地方債の元金および利子の償還額。なお、公債費は、人件費および扶助費とともに義務的経費であるが、人件費や扶助費と違い、過去の債務の支払いに要する経費。

また、公債費は、当該団体の地方税または使用料収入等を財源として償還されるが、中には償還財源について、国が元利補給する場合や利子補給のみをする場合、あるいは地方交付税の基準財政需要額に算入する場合がある。

## □普通建設事業費

道路、公民館、学校、庁舎などの施設の新増設等の建設事業のための投資的経費。普通建設事業は、地域社会の発展のためには、最も積極的に効果的な事業であり、いわゆる社会資本の形成となるもの。また、普通建設事業は、国庫支出金財源の一部とする補助事業と、市町村独自で行う単独事業とに分類される。

## □その他の経費

### ○維持補修費

建設した公共施設等を維持するために必要となる修繕費などの経費。施設の増改築などのように、建設の形状・構造を変えてしまう経費は含まれない。

### ○繰出金

一般会計と特別会計または特別会計相互間において支出される経費。

### ○積立金

財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合において特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、財政規模および税収その他の歳入の安定性の程度に応じ積み立てる金銭をいい、地方自治法上は「基金」として処理されるもの。